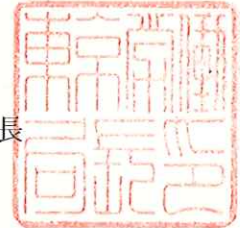


東 労 発 基 第 9 6 4 号
平成 27 年 11 月 19 日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
東京都支部長 殿

東京労働局長



車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 1 6 7 条の
自主検査に係るもの）の公表等について

謹啓 日頃より労働基準行政の推進とりわけ労働災害防止に特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 5 7 号）第 4 5 条第 3 項の規定に基づき、車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 1 6 7 条の自主検査に係るもの）が平成 27 年 11 月 6 日付け自主検査指針公示第 2 0 号により公表されました。

本指針は、平成 27 年 7 月 16 日付け基発 0 7 1 6 第 1 号通達「硬質地盤油圧式くい圧入機に係る労働安全衛生関係法令の適用について」により、硬質地盤油圧式くい圧入機に係る車両系建設機械としての取扱いを明確にしたこと及び「せん孔機」について、近年、分離型のものが普及してきたことに伴い、これらの機械を含めた車両系建設機械の定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準が定められたものです。

この指針を別添によりお知らせいたしますので、貴団体の会員事業場等への周知方も併せてお願い致します。

なお、当該指針については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 3 2 号）第 2 9 条の 2 において準用する同規則第 2 4 条の規定により、当局労働基準部安全課において閲覧に供するとともに、当局ホームページにおいても閲覧できますので申し添えます。

担当
東京労働局
労働基準部安全課 渡邊
電 話 03-3512-1615